

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部が発注する建設工事に関して、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を定め、平成26年2月12日から適用し、関係機関に通知しました。

また、平成26年3月から適用する鋼橋製作工の設計労務単価については、下記「1. 措置の概要」の平成26年2月1日を平成26年3月1日、平成26年1月末を平成26年2月末、労務単価を鋼橋製作工の設計労務単価読み替えて、平成26年3月17日から適用し、関係機関に通知しました。

1. 措置の概要

①対象となる単価

労務単価及び資材単価

②請負代金額の変更の考え方

平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、平成26年1月末までの単価を適用して予定価格を積算しているものについて、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率